補助54号線沿道地区

行づくりニュース



第8号

令和4年6月

発行:鳥山総合支所街づくり課

日頃より世田谷区の街づくりにご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

東京都による都市計画道路補助第54号線(以下「補助第54号線」という)の整備を契機に 検討を進めて参りました沿道地区の街づくりにつきまして、これまでの意見交換会や説明会等 でいただいた地域の皆様のご意見等を踏まえ、世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画、 地区街づくり計画及び用途地域等の変更(案)を取りまとめました。

つきましては、以下の日程で地区計画等変更(案)の公告・縦覧、意見書の受付を行います。

※地区計画等変更(案)は、街づくりニュース第7号でお知らせした地区計画等変更(原案)からの内容の変更はありません。

都市計画法第17条及び世田谷区街づくり条例第14条に基づく

地区計画等変更(案)の公告・縦覧及び意見書の提出について

対象計画		世田谷西部地域上祖師谷· 給田地区地区計画 [変更](案)	世田谷西部地域上祖師谷・ 給田地区地区街づくり計画		
		高度地区 [変更](案)	〔変更〕(案)		
縦	縦覧場所	世田谷区 都市整備政策部 都市計画課 及び 各総合支所 街づくり課			
覧	縦覧期間	令和4年6月9日(木)~6月23日(木)まで ※ 土日を除く、午前8時30分~午後5時まで			
意見	提出先	世田谷区 都市整備政策部 都市計画課 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 電話 : 03-6432-7148 FAX : 03-6432-7982	世田谷区 烏山総合支所 街づくり課 〒157-8555 世田谷区南烏山6-22-14 電話: 03-3326-9618 FAX: 03-3326-6159		
書の	提出期間	令和4年6月9日(木)~6月23日(木)まで ※ 窓口に持参する場合は、土日を除く、午前8時30分~午後5時まで			
提出	提出できる方	世田谷区の住民及び利害関係人地区内の住民及び利害関係人			
	提出方法	郵送、FAX、持参のいずれでも可能です。 ● 意見書の様式はありませんが、住所、氏名、電話番号、対象計画名、意見を記載してください。			

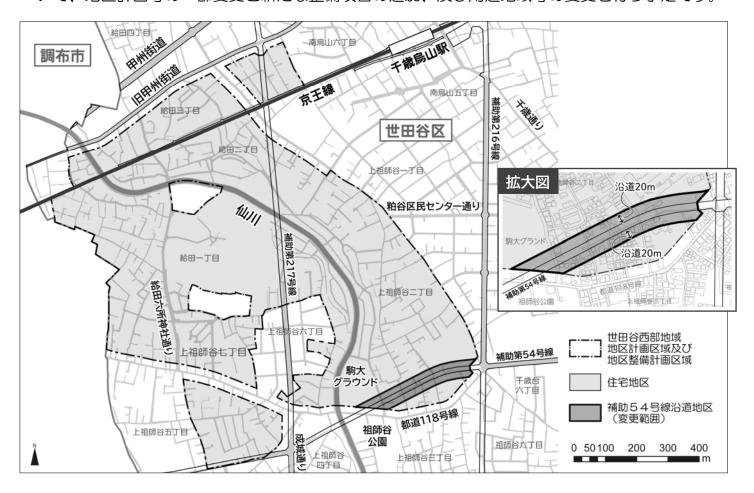
- ※対象計画の変更(案)・意見書の参考様式は、縦覧期間中、区ホームページ からもご覧いただけます。
- ※用途地域の変更(案)に対する意見書の提出先は、東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(電話03-5388-3225)になりますので、ご注意下さい。



■ 地区計画等の変更と用途地域等の変更について

区では、平成5年に世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画及び世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区街づくり計画(以下「地区計画等」という)を決定し、区画道路の整備や建築制限、植栽などに関する街づくりのルールを定めています。

このたび、補助第54号線の道路事業の進捗に併せて、3ページでお示しする地区計画の目標・方針を基に、下図の「補助54号線沿道地区」(補助第54号線の沿道20mの区域)において、地区計画等の一部変更と新たな整備項目の追加、及び用途地域等の変更を行う予定です。



整備項目	用途地域等	地区計画等	地区 計画	地区街づくり計画
容積率の最高限度	<u>200%</u>	80% (制限解除後は200%)	•	•
建蔽率の最高限度	<u>60%</u>	40% (制限解除後は60%)	•	•
敷地面積の最低限度	<u>70m</u> ²	125㎡	•	•
高さの最高限度	25m第2種高度地区	17m	•	•
形態又は 色彩・意匠の制限		建築物等の形態・意匠は、周囲と調和の 取れたものとする。	•	•
垣又はさくの構造 の制限	<u>斜体</u> で書かれた 内容は、地区計画 により別途制限を 定めます。	道路に面した垣又は柵は、生垣又はフェ ンス等に沿って緑化したものとする。	•	•
樹木の保全と 緑化の促進		積極的に既存樹木の保全に努める。また、 建蔽率に応じた緑化に努める。		•
建築物の構造の制限	※詳細は3~5	耐火建築物等又は準耐火建築物等とする。		•
雨水流出抑制施設 の設置	ページ参照	建築物の敷地内において、雨水貯留浸透 施設の設置に努める。		•

■ 地区計画の変更(案)の概要 《目標・方針》



下線部分が、既存の地区計画から変更する箇所です。

$\overline{}$	<u> </u>	
名	称	世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画
位	置	世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷五丁目、上祖師谷六丁目、上祖師谷七丁目、給田一丁目、 給田二丁目及び給田三丁目各地内
面	積	約 86. 9ha
地	地区計画の目標 当該区域は、世田谷区西部に位置し、農地等の散在する緑豊かな郊外住宅地でな 状況は、道路、公園等の基盤施設が未整備なまま市街化が進行し、防災上問題の 形成されつつある。 当地区内の都市計画道路、公園・緑地等の整備推進にあたっては、道路及び公園 針に従い、土地区画整理事業を含めた面整備事業等に合わせて行うものとする。 本計画は、地区における土地区画整理事業等の面整備事業の導入を推進し、市役な整備を目指す。農地等低・未利用地の市街化に際しては、積極的に面整備事業の ことにより適切な基盤施設を整備し、良好な住宅地の形成を図る。 また、面整備事業導入までの経過的段階においては、最低限必要な区画道路の関連における規制・誘導により推進するなどして、幹線道路から著しく離れている場面における規制・誘導により推進するなどして、幹線道路から著しく離れている場面における規制・誘導により推進するなどして、幹線道路から著しく離れている場面における規制・誘導により推進することにより、地区全体における住宅市街地とで、地上のような段階的整備を推進することにより、地区全体における住宅市街地と機能の向上を図ることを目標とする。	
区域	土地利用の 方 針	都心周辺の住宅地として、緑豊かな環境を生み出すとともに農地等の自然的環境を保護・育成する。農地と住宅地が共存する農園住区として宅地系土地利用と農・緑地系土地利用との調和を目指す。 面整備事業による整備が行われていない地区(以下「未整備地区」という。)においては、既存の農・緑地等を活用した緑豊かで潤いのある低層住宅地としての土地利用を誘導する。また、補助54号線沿道地区においては、沿道市街地の防災性を高めることで延焼遮断機能の向上を図るとともに、生活利便施設等が適切に配置される住宅を主体とした土地利用を誘導する。面整備事業による整備済地区(以下「整備済地区」という。)においては、公園・緑地を中心とした緑の拠点を確保し、事業効果に応じた良好な中層又は中高層住宅地として、新たな土地利用を誘導する。
を整備・	地区施設の 整備の方針	地区の防災性、利便性及び快適性を確保し、良好な住宅市街地の形成を図るため基盤整備の目標は、区域面積に対して道路率を18%以上、公園率を3%以上とする。 未整備地区においては、事業導入のための道路の確保及び当面の期間における安全性の向上を図るため、区画道路を適切に配置する。なお、区画道路の指定にあたっては、既存道路を尊重するとともに、新設道路についてもネットワーク形成等を考慮の上定めるものとする。
開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針	良好な居住環境の形成を図るため、未整備地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、建蔽率の最高限度、容積率の最高限度及び敷地面積の最低限度を定める。また、補助54号線沿道地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、建蔽率の最高限度及び容積率の最高限度を定めるほか、地域の防災性を向上させるため、敷地面積の最低限度を定めるとともに、周辺の低層住宅地に配慮しつつ、街並みの調和を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。整備済地区においては、その整備水準及び地区の特性に見合う土地利用を誘導するため、必要に応じて新たな制限を定めるものとする。 景観を考慮した緑豊かで潤いのある街並み空間の形成のため、垣又はさくの構造の制限を定める。
	その他当該 地区の整備、 開発及び保 全に関する 方 針	1 補助54号線沿道地区では、緑豊かな街並みを形成するため、既存樹木の保全及び敷地内 の緑化に努める。 2 補助54号線沿道地区では、地区内の河川・下水道等への雨水の流出を抑制し、浸水被害 の防止を図るため、雨水貯留浸透施設の整備を促進する。

地区計画の変更(案)の概要 《地区整備計画》

説明④

法第42条第1項第1号又は第2号に該当する道路に

面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等

に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60

c m以下の部分についてはこの限りでない。

	■ 地区計画の変更(系)の概要 《地区登幅計画》						
地區	<u>~ ~ / / </u>	3 称	住宅地区		補助54号線沿道地区		
<u>X</u>	\wedge	<u>面積</u>	約85. Oha		約1.9ha		
地(配	区 道 路 置 及 び	も)の ○ ジ規模	満の場合については、その計画幅員を6mとする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する区域には、区画 1 次の公告(以下「土地区画整理事業の認可等の公告」と (1)土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第9条 (2)土地区画整理法第21条第3項の規定による土地区画 (3)土地区画整理法第51条の9第3項の規定による土地 (4)土地区画整理法第55条第9項及び第69条第7項の (5)土地区画整理法第71条の3第11項の規定による施	道路を配置しない。 という。)のあった区域 第3項の規定による土地区画整理事業の施行につい 整理組合の設立についての認可の公告及び同法第3 区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第3 規定による事業計画の決定の公告並びに同法第59 行規程及び事業計画の認可の公告並びに同条第19	びこの地区計画の告示以降に同号に該当することとなる道路をいての認可の公告及び同法第10条第3項の規定による事業計 39条第4項の規定による事業計画の変更についての認可の公 法第51条の10第2項の規定による事業計画の変更について 5条第13項及び第69条第10項の規定による事業計画の変 5項の規定による施行規程及び事業計画の変更の認可の公告 が完了した旨の公告(以下「開発許可の工事完了公告」という	画の変更についての認可の公告 告 の認可の公告 更の公告	
	建築	率限物率のの度ののののののののののののののののののののののののののののののののの	説明① 8/10 ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあっては 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都で「都市計画道路」という。)の部分が、道路として整備 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合で可の工事完了公告のあった区域の場合 説明① 4/10 ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあっては 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都でれた当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合	市計画施設として定められた道路(以下 情された当該敷地の場合 又は道路の築造を伴う開発行為で開発許 (40%) 、この限りでない。 市計画道路の部分が、道路として整備さ		図計画で定める制限(容積率の最高限度80%・だし、一定の条件を満たす敷地では、地区計画 (補助54号線沿道地区では容積率200%・建	
建	建		2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合		■■■ 区画道路	なるため、街づくり課にて確認が必要です。	
建築物等に関する事項	建築敷地區最低	面積の	100㎡ ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあっては、この限りでない。 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分が、道路として整備された当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合	説明② <u>125㎡</u>	説明② 用途地域で定める制限(70㎡)ではなく、 地区計画で定める制限(125㎡)が適用 されます。	説明③ 用途地域等で定める「25m第2 種高度地区」の制限に加えて、地区計画で定める高さの最高限度 17mが適用されます。 都市計画による制限(25m第2種高度地区) 地区計画で定める 高さります。 地区計画で定める 高さ制限	
	建築物高で最高	ຽ の│	_	説明③ <u>17m</u>	面積100㎡ の敷地 現在125㎡未満の敷地 は、新たに分割しない 限り建築は可能です。	17m	
	建築物形態の	スは色	建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和の取れ	いたものとする。	ご注意 補助54号線沿道地区では、住宅地区の ような制限解除の条件はありません。		

下さい

道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又は

フェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、

高さが60cm以下の部分についてはこの限りでない。

ような制限解除の条件はありません。

彩その他の

意匠の制限

垣 又 は

さくの

構造の制限

補助54号線沿道地区では 説明④ 全ての道路に対して制限します _] 60cm以下

5

※イラストはイメージです

地区街づくり計画の変更(案)の概要

下線部分が、既存の地区街づくり計画から変更する箇所です。

名	称	世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区街づくり計画
位	置	※地区計画と同様(3ページ参照)
面	積	約 86.9 h a ※地区計画と同様(3ページ参照)
地区	街づくり計画の目標	※地区計画と同様(3ページ参照)
	土地利用の方針	※地区計画と同様(3ページ参照)
区	地区施設の整備の方針	※地区計画と同様(3ページ参照)
保全に関する方針区域の整備・開発及び	建築物等の整備の方針	※既存の地区街づくり計画に、下記内容を追加 また、補助54号線沿道地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、 建蔽率の最高限度及び容積率の最高限度を定めるほか、地域の防災性を向上 させるため、敷地面積の最低限度と建築物の構造の制限を定めるとともに、 周辺の低層住宅地に配慮しつつ、街並みの調和を図るため、建築物等の高さ の最高限度を定める。
\partial \parti	その他当該地区の整備、開 発及び保全に関する方針	※地区計画と同様(3ページ参照)

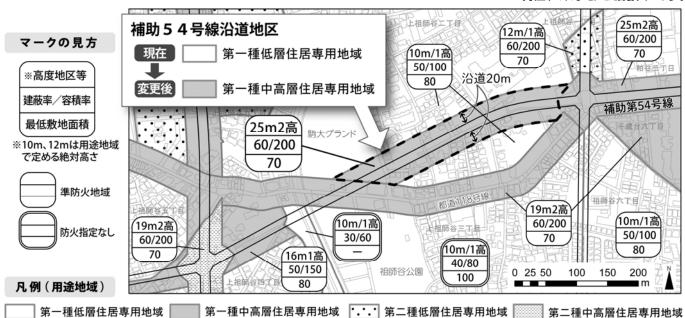
地区整備計画では、地区計画で定める地区整備計画(4~5ページ参照)に加えて、 下記の事項を定めます。

	地区の名称は住宅地区		補助54号線沿道地区				
	<u>区 分</u>	<u>面 積</u>	約85. Oha		約	1.9ha	
		建築物の構造の	_	建築物は	、耐火建築物等又	スは準耐火建築物	等とする <u>。</u>
	建築物等に関する事項	制 限 火災に強い 建築物への建 を誘導しま	潜え 大告 3 階建・			こ主要な構造部分 などして倒壊しな	
		X SOUTH	耐火建築物 R C造や大i 鉄骨造など		(階数)	こ主要な構造部分 こより2~3時間 て倒壊しない構造	以上) 耐える
地区整備計画	緑化の整備事項		-				ては、建蔽率に応
画 		緑化の整備を保住している。	面積	建蔽率	40%~50%	60%~70%	80%
			100m 150㎡未		中木3本	中木2本	中木1本
			(上の敷地は、 りの基本条例 準が適用され、	項加度	献率は、建築基準法から第3項の規定によいう。 ・ホとは、植栽時の樹	り適用される建築物	の建蔽率の最高限
- 建築物の敷地内において、雨		雨水貯留浸透施	設の設置に努める。				
	その他 の整備 事項	雨水流出 抑制施設 の 設 置	雨水貯留浸	透施設	雨水浸透トレン 浸透U型溝、雨	************************************	透水性舗装、

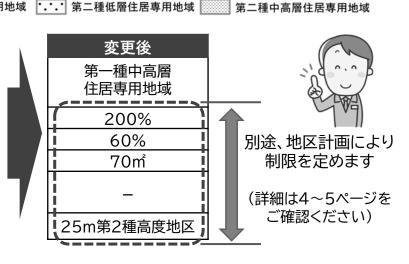
■ 用途地域等の変更(案)の概要

地区計画等の変更により地区の特性に応じた街づくりを誘導するのに応じて、補助54号線沿道地区(下図参照)で、第一種低層住居専用地域を第一種中高層住居専用地域に変更し、これに伴い高度地区を変更します。なお、用途地域の変更は東京都が世田谷区と協議の上、決定します。

現在、東京都と協議中です。

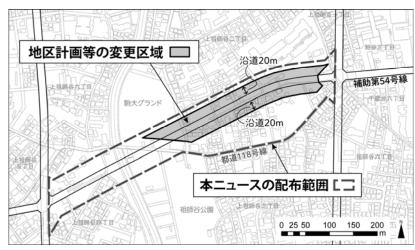


	区分	現在
_	種類	第一種低層 住居専用地域
用途地域	容積率の最高限度	100%
地	建蔽率の最高限度	50%
域	敷地面積の最低限度	80m²
	用途地域で定める 絶対高さ	10m
高度地区		第1種高度地区





街づくりニュースの配布範囲とバックナンバー



これまでの街づくりニュースは、 区のホームページからご覧いただ けます。

🔎 補助54号線沿道 街づくり



▲二次元コード

※このニュースは、補助第54号線の概ね沿道30mの範囲(上図参照)にお住まいの方、土地・建物を所有する方に投函・郵送しています。

■ 地区計画等の変更(原案)に対していただいた主なご意見

令和4年2月4日の地区計画等変更(原案)説明会でいただいた主なご意見と、地区計画変更(原案)に対し提出された意見書(1通(1名))の要旨を以下の通り、ご紹介します。

説明会でのご意見	区の回答
〇街づくりについて防災性を向上させる 観点があることは望ましい。	○ご意見ありがとうございます。引き続き、皆様のご意見をうかがいながら街づくりに取組んでまいります。
○区画道路の拡幅期限や事業協力への補 償対応について知りたい。	〇当地区計画における区画道路は、個々の建物の建替えに合わせて道路を拡幅し、ゆるやかに街の将来像を実現する手法です。 建築する際に、道路後退整備をされた場合には、補償はなく、 容積率・建蔽率の制限が解除される制度になります。
○補助第54号線沿道20mと都道118 号線沿道20mの間について、用途地 域を変更しない理由を知りたい。	〇補助第54号線の道路事業の進捗に伴い、従前の低層住宅地から の環境の変化に対応するため、沿道20mを対象に用途地域の 変更を行います。ご質問の区域については、狭あい道路が多い 現状等を踏まえ、用途地域の変更の対象としておりません。
○駒沢大学野球場から成城通りの区間の 沿道について、今後の道路事業の進捗 によって用途地域の変更をするのか。	〇本地区計画区域の西側は都市計画公園区域となっており、さら に西側は、上祖師谷四丁目地区計画策定の際に第一種中高層住 居専用地域に指定しているため、このたびの用途地域の変更の 対象としておりません。

意見書の要旨	区の回答
○地区計画等の変更による影響について、 利点と欠点とを説明してほしい。今後 も閑静な住宅地の空間を維持してもら いたい。	○今回の地区計画等の変更は、補助第54号線の道路事業の進捗に伴い、みどりのある周辺環境と調和した街並みや、防災性の向上と生活利便施設が適切に配置される、沿道に相応しい住宅地の形成を誘導することを目標としております。地区計画に敷地面積の最低限度や建築物の高さの最高限度を定めることで、閑静な住宅地の住環境や街並みとの調和を図ってまいります。

■ これまでの経緯と今後の予定

令和4年10月 令和4年7月 今回 (予定) (予定) 第第 12 回回 街づくり意見交換・相談の会 地区計画等変更(素案)説明会 地区計画等変更(原案)説明会 地区街づくり計画等の変更 令和2年11月27日 世田谷区都市計画審議会 公告・縦覧、意見書受地区計画等変更(案) 公告・縦覧、 (令和4年1月~2月) (令和3年11月27日) つくり意見交換会 (令和元年8月27日) (令和2年1月30 地区計画 諮問 意見書受付 意見書受付 28 日

※用途地域の変更については、東京都が世田谷区と協議の上、変更を行う予定です。

【お問合わせ先】

世田谷区 烏山総合支所 街づくり課 (担当:増田、吉村、嶋田)

所在地: 〒157-8555 世田谷区南烏山6-22-14

電 話:03-3326-9618 FAX:03-3326-6159

